

参加者の有無を確認する公募手続に係る公示書

令和7年11月4日

福岡市福祉局生活福祉課

1. 公募の趣旨

本業務は、ホームレス支援に関する豊富なノウハウと実績を有する必要があるため、特定の者を相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の公募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合、応募者があっても4.の公募要件を満たすと認められる者がいない場合、公募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続に移行する。

なお、4.の公募要件を満たすと認められる者がいる場合は、企画競争を実施する予定である。

2. 委託契約の概要

(1) 委託契約の件名

福岡市就労自立支援センター相談・運営事業業務委託

(2) 委託契約の内容

ホームレスに対し、一時的な生活の場を提供するとともに、生活指導や就労支援を行う「福岡市就労自立支援センター」における相談業務及び施設の管理運営業務を行うものである。

(3) 履行期間（予定）

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

なお、予算成立を前提とし、当該契約期間において契約内容が誠実に履行され、実績が認められる場合は、1年毎に契約を更新することとし、令和11年3月31日を終期とする。

3. 参加資格

参加意思確認書を提出する者は、次のいずれにも該当する者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止措置、競争入札参加資格取消措置又は排除措置を受けている期間でないこと。ただし、当該公募手続の結果行うこととなった指名競争入札等の手続期間において、「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止措置、競争入札参加資格取消措置又は排除措置を

受けている期間が終了していると判断されるものを除く。

4. 公募要件

- (1) 本業務を円滑に遂行できる安定的で健全な財務能力を有していること。
- (2) 下記に該当しないこと。
 - ① 法人等又はその代表者が、市町村税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの
 - ② 法人等又はその代表者が、指定暴力団の構成員その他集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の違法行為を行うおそれがあるもの
 - ③ その他、事業者として社会通念上ふさわしくないもの
- (3) 直近3年以内（令和5年度、令和6年度、令和7年度）に、同種又は類似の業務（生活困窮者自立支援法に規定される「自立相談支援事業」又は「一時生活支援事業」の業務等）を国、地方公共団体から受託し、確実に履行した実績を有すること。
- (4) 本件事業に必要な下記の人員を配置できること。また、欠員が出た場合は、直ちに代替職員を配置できること。

（人員内訳）

- ①生活相談指導員9名（3名×3施設）
※生活相談指導員のうち、各施設に1名は施設長として配置する。
- ②事務員2名
- ③夜間等生活相談指導員 1名以上 ※時間（交代）制

5. 手続等

- (1) 公募説明書の配布期間、配布場所及び配布方法等

- ① 配布期間
令和7年11月4日（火）～令和7年11月18日（火）までの（閉庁日を除く。）
9時00分から17時00分まで
- ② 配布場所
福祉局生活福祉部生活福祉課
所在地 福岡市中央区天神1丁目8番1号
電話 092—711—4553
担当 浜田、小山
- ③ 配布方法
配布場所において配布します。
- ④ 配布書類
公募説明書、参加意思確認書

- (2) 参加意思確認書の提出期間、提出場所及び提出方法

- ① 提出期間

令和7年11月4日（火）～令和7年11月18日（火）までの（閉庁日を除く。）
9時00分から17時00分まで

② 提出場所

（１）②に同じ。

③ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に委託契約の履行に必要な要件を満たすことを証する下記の書類を作成・添付し、提出期限までに直接持参すること。

	提出 部数	書類等
企業・団体の概要	1	・申込者の事業内容等を紹介するパンフレット ・直近の決算における財務諸表 （損益計算書・貸借対照表・キャッシュフロー 計算書）
市税納税証明書	1	・市税を滞納していない証明書 ※写し可。発行日は令和7年9月1日以降
消費税及び地方消費税納税証明書	1	・消費税及び地方消費税を滞納していない証明書 ※写し可。発行日は令和7年9月1日以降
実績に関する資料	1	・他の官公庁との同種又は類似業務の契約実績が 確認できる資料（パンフレット、委託契約書の 写し等）

（３）その他

- ① 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。
- ② 参加意思確認書を提出した者に対して、審査結果通知を送付する。
- ③ ②の通知で、委託契約の履行に必要な要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により、事業所管局に対して、委託契約の履行に必要な要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。

6. 問い合わせ先

福祉局生活福祉部生活福祉課

所在地 福岡市中央区天神1丁目8番1号

電話 092—711—4553

担当 浜田、小山

7. 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務の企画競争を中止する場合がある。

8. その他詳細は公募説明書による。